

第43回松前町 バドミントン大会

▼日時 令和6年1月28日(日) 9時～

▼場所 松前小学校体育館

▼種目 ①一般の部1部男女別ダブルス ②一般の部2部女子ダブルス

▼参加資格 町内在住か在勤している人、町内のバドミントン団体に所属している人

▼申し込み方法 松前公園体育館にある申込書に必要事項を記入して、同窓口へ提出してください。

▼締め切り 1月12日(金) 17時

●松前町スポーツ協会事務局 (社会教育課内)
☎985-4138

放送大学 学生募集 令和6年4月入学

心理学、福祉、経済、歴史や文
学など、授業科目は約300種類。
資料請求は左記までお気軽に。

▼出願期限
第1回 令和6年2月29日(木)
第2回 令和6年3月12日(火)

●放送大学愛媛学習センター
☎923-8544

温泉でほっ!とシエ アキャンペーン

温浴施設を利用して、家庭のお
風呂から出る二酸化炭素を削減し
ましょう。抽選で宿泊券などの景品
が当たります。詳細は、
県ホームページ(下のQR
コード)を確認を。

▼募集期限 令和6年3月4日(月)

●県環境・ゼロカーボン推進課
☎912-2349

テロ防止にご協力を

税関では、G7広島サミット開
係関係者などに向け、テロ防止
に全力で取り組んでおり、各種検
査を強化します。

「港や海岸・海上で不審な漂流
物や船を見かけた」「SNSで密
輸と思われる不審な話を見聞きし
た」など、あなたの周りで不審な
ことがあれば、左
記までお知らせ
ください。

▼情報提供先・問い合わせ
密輸ダイヤル(24時間受け付け)
☎0120-461-961
松山税関支署
☎951-0319



専用画面がもっと便利に スマホで確定申告

国税庁ホームページ(次のQR
コード)では、スマートフォン(ス
マホ)やパソコンで画面の案内に
従って入力するだけで、申告書が
簡単に作成できます。

多重債務者相談窓口

一人で悩まないで相談してください。

▼相談方法 まずはお電話を。折
り返し電話を掛け直します。

▼受付日 月曜日～金曜日
(祝日と12月29日～1月3日を除く)

▼受付時間 9時～12時、13時～17時

●四国財務局多重債務者相談窓口
☎087-811-7801

あなたも国家を守る公務員に! 自衛官候補生を募集します

自衛官候補生とは、入隊と同時に「自衛官候補生」に任命され、陸上自衛官が1年9カ月、海上・航空自衛官が2年9カ月勤務する制度です。任期期間内は勤務を通じて体力と技術を磨きつつ、それらに係る資格取得も目指せます。

▶筆記(WEB)試験 令和6年1月9日(火)～11日(木)
▶身体検査・口述試験 令和6年1月14日(日)
▶受験資格 18歳以上33歳未満の人
▶締め切り 令和6年1月5日(金)

※ 応募方法など、詳しくはお問い合わせください。

●自衛隊愛媛地方協力本部
松山募集案内所(担当:徳岡)
☎947-3040



作成した申告書は、e-Tax を利用してそのまま送信できるほ か、印刷して郵送することもでき ます。医療費控除や寄附金控除(ふ るさと納税など)も申告できます ので、ぜひご利用ください。

●マイナンバーカードでより便利に
国税庁ホームページから申告す
る場合、マイナンバーカードを使用
してマイナンバーと連携するこ
とにより、控除証明書などのデー
タを一括取得し、各種申告書の該

重信川の木、伐採して 持ち帰りませんか

▼募集期間
12月1日(金)～22日(金)

▼伐採期間
令和6年2月1日(木)～5月31
日(金)予定 ※無料、要申し込み

▼申込先・問い合わせ
松山河川国道事務所河川管理課
☎972-0270
メール skr-matyas2@mlt.go.jp

12月はふぐ中毒防止月間 ふぐの素人調理は危険

ふぐの毒は神経をまひさせる作
用があり、最悪の場合死亡するこ
とも。ふぐをさばくには、「ふぐ
取扱者」の資格が必要です。資格
なしに、自分で釣ったふぐを調理
して食べないでください。

●県業務衛生課
☎912-2395

人権作文コンテスト表彰式

第75回人権週間(12月4～10日)の記念行事として、
県内の小中学生が書いた人権作文コンテストの表彰式を
行います。※ 入場無料、申し込み不要

▶日時 12月10日(日) 10時30分～12時30分

▶場所 文化センター 広域学習ホール

▶内容 最優秀作品の発表、北伊予中学校の生徒によ
る人権活動の取り組み発表 など

●松山地方法務局人権擁護課 ☎932-0888

消費者力 UP通信

「定期購入」の
相談増加中!

【相談事例】
SNSの広告を見て「定期縛りなし」「初回千円」の美容液の定
期コースを注文。2回目以降解約しようとしたところ、販売業者に
「購入回数の条件がない定期コースを申し込んだ後、『特別割
引クーポン』を利用したことで、5回購入が条件の定期コースに
切り替わっている。5回購入しないと解約できない」と言われた。

【アドバイス】

- 注文を確定する前に、「最終確認画面」で、商品の数量、
定期購入の有無や支払い金額などの契約内容をよく確認
しましょう。
- 「特別割引クーポン」などを利用する際は、購入条件
が変わらないか、よく確認しましょう。

安心して役場の相談窓口にご相談ください!
相談は秘密厳守で、匿名でも可。情報提供も受付中です。

【相談員出勤日】
原則、毎週火曜日・第1金曜日
※ その他の日は職員が対応します。

▷消費生活ホットライン
☎188 (9時～17時)

▷消費生活相談窓口(産業課内)
☎985-4120 FAX 985-4147

消費生活相談員
武田 咲枝

